

多賀城市監査委員告示第21号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した公の施設の指定管理に係る監査の結果について、社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会会長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年12月22日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象団体等
社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会
(平成31年度分多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理業務)
- 2 監査結果の報告日
令和2年11月25日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和2年12月2日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理に係る監査
(平成31年度多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理)
- 2 監査実施日 令和2年11月4日
- 3 監査対象部署 多賀城市社会福祉協議会
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	指定管理料を財源として購入した物品について、仕様書に基づく管理がされていなかった。	令和2年11月18日、指摘事項に関する担当課（介護福祉課高齢支援係）と打合せを行い、備品管理に係る事務手続きと今後の管理体制について確認をしました。 <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入時の担当課への報告 ・担当課で台帳登録と備品シールの貼付け ・市に対し物品寄付を受領した時も同様とする 今後、仕様書に基づき適切な備品管理を行います。